訪問看護事業重要事項説明書

（医療保険）

利用者:　　様

事業者:株式会社SOIN

ソワン綾瀬訪問看護ステーション

2026.6 版

この「訪問看護事業重要事項説明書」は、株式会社SOIN(以下「事業者」という。) とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、訪問看護事業の人員及び運営に関する基準に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、事業者が説明し同意を得るものです。

1. 訪問看護事業を提供する事業者

事業者名称	株式会社SOIN
代表者氏名	代表取締役　金澤　大輔
所在地 連絡先	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番 1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 20 階 電話:047-401-9971　FAX:047-401-9972
設立年月日	平成 23 年 3 月 1 日

2. 訪問看護事業を担当する事業所

事業所名称	ソワン綾瀬訪問看護ステーション 訪問看護ステーションコード(4490157)
事業所所在地 連絡先	神奈川県綾瀬市小園 624 電話:0467-53-9046　FAX:0467-53-9047
事業所管理者	島崎　縁
事業実施地域	綾瀬市、海老名市、座間市、大和市、藤沢市、厚木市、 高座郡寒川町(その他の地域は応相談)
その他指定	指定居宅サービス事業者(訪問看護) 指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護) 生活保護法指定医療機関 被爆者一般疾病医療機関 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 難病指定医療機関 子供医療費助成指定医療機関 指定小児慢性特定疾病医療機関

※その他指定については追加・廃止になる場合があります。

3. 事業の目的

事業者の看護職員等は、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師(以下「主治医」という。)が必要と認めた者に対し、適切な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とします。

4. 事業の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとします。

5. 事業所窓口の営業日、営業時間等

営業日	月曜日から金曜日(ただし、祝日、12月31日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時00分から午後5時30分まで
サービス提供日	営業日に同じ ※ただし、特別な事情により必要と認めた場合は休業日にも行う。
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

区分	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者 (看護師)	1名		1名	管 理 総 括
看護師	1名	10名	11名	訪 問 看 護
准看護師		1名	1名	訪 問 看 護

※1 看護職員＝看護師と准看護師 (2026.6.1 現在)

7. 訪問看護サービスの内容

(1) 病状の観察(病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍などのチェックをし、異常の早期発見)
(2) 在宅療養のお世話(身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導)
(3) 薬の相談・指導(薬の作用・副作用の説明、飲み方の指導、残薬の確認など)
(4) 医師の指示による医療処置(点滴、カテーテル管理(胃ろう、尿留置カテーテルなど)、インスリン注射など)
(5) 医療機器の管理(在宅酸素、人工呼吸器などの管理)
(6) 床ずれ予防・処置(床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て)
(7) 認知症・精神疾患のケア(利用者とご家族の相談、対応方法の助言など)

(8) 介護予防(健康管理、低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスなど)
(9) 家族等への介護支援・相談(介護方法の助言、病気や介護の不安の相談など)
(10) 在宅でのリハビリテーション(拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練など)
(11) ターミナルケア(がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援)
(12) その他

※1 サービス当日に利用者の心身状態に何らかの問題がある場合などは、サービスを変更または中止する場合があります。その場合は家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

※2 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものです。実施にあたっては、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は事業所の看護師による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行う必要があります。

8. 職員の禁止行為

(1) 利用者またはその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
(2) 利用者またはその家族からの金銭、物品、飲食の授受
(3) 利用者以外に対するサービス提供
(4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
(5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
(6) 利用者またはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行

9. ご利用料金等の請求および支払い方法について

ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料、利用者負担額およびその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
お支払い方法等	サービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記の方法によりお支払い下さい。 ・利用者指定口座からの自動振替 (その他支払方法をご希望の際はご相談ください。) お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

10.訪問看護サービスの提供を開始するまでの流れ

(1) 訪問看護サービスの利用をご希望される場合、訪問看護サービス利用申請書に必要事項をご記入の上、事業者に提出してください。(※被保険者証の記載内容を確認させていただきます。)

(2) 事業者と訪問看護サービスの契約を取り交わします。契約書は大切に保管してください。

(3) 契約の締結後、看護師は、主治医から交付された指示書および利用者やその家族の意向などを踏まえて、訪問看護計画書を作成します。なお、作成した訪問看護計画書は、利用者またはその家族にその内容を説明しますのでご確認ください。

(4) 訪問看護計画書の内容に同意をしていただきましたら、その計画に基づいてサービスが開始されます。なお、この計画書は2通作成し、利用者と事業者、各自1通ずつ保有します。

11. 身分証明書の携行

看護職員等は、常に身分証明書を携行し、利用者またはその家族などから提示を求められた場合は、いつでも提示します

12. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

(1) 職員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(2) 成年後見制度に関する情報の提供を行います。

(3) サービス提供中に、職員または養護者(利用者のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

13. 緊急時・事故発生時における対応方法

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

ただし、当該損害について事業者に過失がない場合はこの限りではありません。

なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の補償

14. 非常災害時の対応

利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害が発生した場合は、連絡手段が確保されている場合を除いては、予定されている訪問を急遽、取り止める場合があります。その場合、連絡手段が確保できた時点で連絡を入れることにいたします。

15. 秘密保持および個人情報保護

⑴利用者およびその家族に関する秘密保持について

・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が制定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

・事業者および事業者の職員は、サービス提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密および個人情報について、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても、第三者に漏らしません。

・事業者は、職員に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

⑵個人情報の保護について

①個人情報の使用目的について

事業者は、以下の利用目的で、利用者の個人情報について使用する場合があります。

・利用者に対する適切な訪問看護サービスを提供するため

・請求業務、会計・経理などの管理業務を行うため

・法令・行政上の業務への対応のため

・保険請求業務のため

・家族への病状説明などのため

・電子カルテなどの診療情報の相互提供および情報共有のため

以上の目的以外で利用者の個人情報を使用する場合は、利用者またはその家族に個別理由を説明し同意を得たうえで行うことといたします。

②個人情報の第三者提供について

利用者の個人情報は、あらかじめ利用者の同意をいただくことなく、第三者に提供することはありません。

ただし、以下の使用目的に該当する場合は、利用者から特に申し出がない限り、訪問看護サービスを提供するための通常業務として、必要な範囲において利用者の個人情報を第三者に提供する場合があります。

・主治医への報告、指示・助言を求める場合

・ケアマネジャー・介護保険事業者との連携、照会への回答

・国保連合会・社会保険事務局への保険請求、照会への回答

・行政・外部監査機関による指導・監査対応のための情報提供

⑶個人情報の開示・訂正・削除・その他のお問い合わせについて

事業者が管理する個人情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、使用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。なお、個人情報の開示・訂正・削除を希望される場合は、第 17 項に記載のあったかホーム訪問看護リハビリステーションまでご連絡ください。

16. 居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者および医療・福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

17. 相談、苦情対応の体制と手順

(1) 利用者またはご家族からの相談、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 相談、苦情があった場合、応対者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。

(3) 応対者は速やかに管理者に状況等の報告を行い、利用者またはご家族の立場に立った適切な対処方法を検討します。

(4) 最終的な対処方法などは必ず利用者またはご家族へ報告します。

(5) 内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

なお、相談、苦情の窓口は以下の通りです。

【事業所】 ソワン綾瀬訪問看護ステーション	所在地:神奈川県綾瀬市小園 624 受付時間:営業日の午前9時から午後5時30分まで 電話番号:0467-53-9046 FAX 番号:0467-53-9047 担当:島崎　縁(管理者)
【事業者】 株式会社SOIN	所在地:千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番 1 受付時間:営業日の午前9時から午後5時30分まで 電話番号:047-401-9971 FAX 番号:047-401-9972
【公的団体の窓口】 神奈川県医療安全相談センター	所在地:神奈川県横浜市中区日本大通 1 受付時間:営業日の午前 10 時から 12 時、 午後 1 時から 3 時まで 電話番号:045-210-4869

18. 訪問看護サービスの利用料について

(1)利用料について

(基本療養費＋管理療養費＋加算分)×負担割合となります。法令により、利用料の 10 円未満は四捨五入となります。特別受給者証等の利用は各自治体により自己負担額が変わります。

	負担割合			料金	1 割 負担	2割 負担	3割 負担
保険内	訪問看護基本療養費(Ⅰ)						
	看護師	週 3 日目まで		5,550	555	1,110	1,665
		週 4 日目以降		6,550	655	1,310	1,965
	准看護師	週 3 日目まで		5,050	505	1,010	1,515
		週 4 日目以降		6,050	605	1,210	1,815
	理学療法士等	週 3 日目まで		5,550	555	1,110	1,665
		週 4 日目以降		5,550	555	1,110	1,665
	訪問看護基本療養費(Ⅱ)						
	看護師	同一建物 同一日 2 人以下	週 3 日目まで	5,550	555	1,110	1,665
			週 4 日目以降	6,550	655	1,310	1,965
		同一建物 同一日 3 人以上 9 人以下	週 3 日目まで	2,780	278	556	834
			週 4 日目以降	3,280	328	656	984
		同一建物 同一日 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	2,760	276	552	828
			月 21 日目以降	2,660	266	532	798
		同一建物 同一日 20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	2,710	271	542	813
			月 21 日目以降	2,610	261	522	783
		同一建物 同一日 50 人以上	月 20 日目まで	2,610	261	522	783
			月 21 日目以降	2,510	251	502	753
	准看護師	同一建物 同一日 2 人以下	週 3 日目まで	5,050	505	1,010	1,515
			週 4 日目以降	6,050	605	1,210	1,815
		同一建物 同一日 3 人以上 9 人以下	週 3 日目まで	2,530	253	506	759
			週 4 日目以降	3,030	303	606	909
		同一建物 同一日 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	2,520	252	504	756
			月 21 日目以降	2,420	242	484	726
		同一建物 同一日 20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	2,470	247	494	741
			月 21 日目以降	2,370	237	474	711
		同一建物 同一日 50 人以上	月 20 日目まで	2,370	237	474	711
			月 21 日目以降	2,270	227	454	681
	理学療法士等	同一建物同一日 2 人以下		5,550	555	1,110	1,665
		同一建物同一日 3 人以上 9 人以下		2,780	278	556	834
		同一建物 同一日 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	2,760	276	552	828
			月 21 日目以降	2,660	266	532	798
		同一建物	月 20 日目まで	2,710	271	542	813

	同一日 20 人以上 49 人以下	月 21 日目以降	2,610	261	522	783
	同一建物 同一日 50 人以上	月 20 日目まで	2,610	261	522	783
		月 21 日目以降	2,510	251	502	753
加 算						
難病等複数回 訪問加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下	4,500	450	900	1,350
		同一建物 3 人以上 9 人以下	4,000	400	800	1,200
		同一建物 10 人以上 19 人以下	3,700	370	740	1,110
		同一建物 20 人以上 49 人以下	3,500	350	700	1,050
		同一建物 50 人以上	3,300	330	660	990
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物 3 人以上 9 人以下 月 20 日目まで	7,200	720	1,440	2,160
		同一建物 3 人以上 9 人以下 月 21 日目以降	6,900	690	1,380	2,070
		同一建物 10 人以上 19 人以下 月 20 日目まで	6,300	630	1,260	1,890
		同一建物 10 人以上 19 人以下 月 21 日目以降	5,200	520	1,040	1,560
		同一建物 20 人以上 49 人以下 月 20 日目まで	4,800	480	960	1,440
		同一建物 20 人以上 49 人以下 月 21 日目以降	3,500	350	700	1,050
		同一建物 50 人以上 月 20 日目まで	4,100	410	820	1,230
		同一建物 50 人以上 月 21 日目以降	3,000	300	600	900
夜間早朝訪問看護加算	同一建物 2 人以下		2,100	210	420	630
	同一建物 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	2,100	210	420	630
		月 16 日目以降	1,900	190	380	570
	同一建物 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	1,800	180	360	540
		月 16 日目以降	1,300	130	260	390
	同一建物 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	1,200	120	240	360
		月 16 日目以降	950	95	190	285
	同一建物 50 人以上	月 15 日目まで	1,000	100	200	300
		月 16 日目以降	800	80	160	240
深夜訪問看護加算	同一建物 2 人以下		4,200	420	840	1,260
	同一建物 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	4,200	420	840	1,260
		月 16 日目以降	4,000	400	800	1,200
	同一建物 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	3,900	390	780	1,170
		月 16 日目以降	2,300	230	460	690
	同一建物 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	2,100	210	420	630
		月 16 日目以降	1,500	150	300	450
	同一建物 50 人以上	月 15 日目まで	1,800	180	360	540
		月 16 日目以降	1,300	130	260	390
	看護師、理学療法士等と同行	同一建物 2 人以下	4,500	450	900	1,350
		同一建物 3 人以上 9 人以下	4,000	400	800	1,200
		同一建物 10 人以上 19 人以下	3,400	340	680	1,020
		同一建物 20 人以上 49 人以下	3,000	300	600	900

複数名訪問看護加算 注1			同一建物50人以上	2,700	270	540	810
	准看護師と同行		同一建物2人以下	3,800	380	760	1,140
			同一建物3人以上9人以下	3,400	340	680	1,020
			同一建物10人以上19人以下	2,800	280	560	840
			同一建物20人以上49人以下	2,500	250	500	750
			同一建物50人以上	2,200	220	440	660
	その他の職員と同行		同一建物2人以下	3,000	300	600	900
			同一建物3人以上9人以下	2,700	270	540	810
			同一建物10人以上19人以下	2,100	210	420	630
			同一建物20人以上49人以下	1,900	190	380	570
			同一建物50人以上	1,600	160	320	480
	その他の職員と同行（厚生労働大臣が定める場合）	1日1回	同一建物2人以下	3,000	300	600	900
			同一建物3人以上9人以下	2,700	270	540	810
			同一建物10人以上19人以下	2,100	210	420	630
			同一建物20人以上49人以下	1,900	190	380	570
			同一建物50人以上	1,600	160	320	480
		1日2回	同一建物2人以下	6,000	600	1,200	1,800
			同一建物3人以上9人以下	5,400	540	1,080	1,620
			同一建物10人以上19人以下	3,800	380	760	1,140
		1日3回以上	同一建物20人以上49人以下	3,450	345	690	1,035
			同一建物50人以上	3,300	330	660	990
			同一建物2人以下	10,000	1,000	2,000	3,000
			同一建物3人以上9人以下	9,000	900	1,800	2,700
			同一建物10人以上19人以下	5,500	550	1,100	1,650
			同一建物20人以上49人以下	4,800	480	960	1,440
			同一建物50人以上	4,500	450	900	1,350
長時間訪問看護加算				5,200	520	1,040	1,560
緊急訪問看護加算		月14日目まで		2,650	265	530	795
		月15日目以降		2,000	200	400	600
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）							
看護師、理学療法士等	週3日目まで			5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降			6,550	655	1,310	1,965
准看護師	週3日目まで			5,050	505	1,010	1,515
	週4日目以降			6,050	605	1,210	1,815
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）							
看護師、理学療法士等	同一建物同一日2人以下	週3日目まで		5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降		6,550	655	1,310	1,965
	同一建物同一日3人以上9人以下	週3日目まで		2,780	278	556	834
		週4日目以降		3,280	328	656	984
	同一建物	月20日目まで		2,760	276	552	828

	同一日 10 人以上 19 人以下	月 21 日目以降	2,660	266	532	798
	同一建物	月 20 日目まで	2,710	271	542	813
	同一日 20 人以上 49 人以下	月 21 日目以降	2,610	261	522	783
	同一建物	月 20 日目まで	2,610	261	522	783
	同一日 50 人以上	月 21 日目以降	2,510	251	502	753
准看護師	同一建物	週 3 日目まで	5,050	505	1,010	1,515
	同一日 2 人以下	週 4 日目以降	6,050	605	1,210	1,815
	同一建物	週 3 日目まで	2,530	253	506	759
	同一日 3 人以上 9 人以下	週 4 日目以降	3,030	303	606	909
准看護師	同一建物	月 20 日目まで	2,520	252	504	756
	同一日 10 人以上 19 人以下	月 21 日目以降	2,420	242	484	726
	同一建物	月 20 日目まで	2,470	247	494	741
	同一日 20 人以上 49 人以下	月 21 日目以降	2,370	237	474	711
	同一建物	月 20 日目まで	2,370	237	474	711
	同一日 50 人以上	月 21 日目以降	2,270	227	454	681
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)			8,500	850	1,700	2,550

加 算

夜間早朝訪問看護加算	同一建物 2 人以下		2,100	210	420	630
	同一建物 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	2,100	210	420	630
		月 16 日目以降	1,900	190	380	570
	同一建物 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	1,800	180	360	540
		月 16 日目以降	1,300	130	260	390
	同一建物 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	1,200	120	240	360
		月 16 日目以降	950	95	190	285
	同一建物 50 人以上	月 15 日目まで	1,000	100	200	300
		月 16 日目以降	800	80	160	240
深夜訪問看護加算	同一建物 2 人以下		4,200	420	840	1,260
	同一建物 3 人以上 9 人以下	月 15 日目まで	4,200	420	840	1,260
		月 16 日目以降	4,000	400	800	1,200
	同一建物 10 人以上 19 人以下	月 15 日目まで	3,900	390	780	1,170
		月 16 日目以降	2,300	230	460	690
	同一建物 20 人以上 49 人以下	月 15 日目まで	2,100	210	420	630
		月 16 日目以降	1,500	150	300	450
	同一建物 50 人以上	月 15 日目まで	1,800	180	360	540
		月 16 日目以降	1,300	130	260	390
精神科複数回訪問加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下	4,500	450	900	1,350
		同一建物 3 人以上 9 人以下	4,000	400	800	1,200
		同一建物 10 人以上 19 人以下	3,700	370	740	1,110
		同一建物 20 人以上 49 人以下	3,500	350	700	1,050
		同一建物 50 人以上	3,300	330	660	990

		1日3回以上	同一建物2人以下		8,000	800	1,600	2,400
			同一建物3人以上9人以下	月20日目まで	7,200	720	1,440	2,160
				月21日目以降	6,900	690	1,380	2,070
			同一建物10人以上19人以下	月20日目まで	6,300	630	1,260	1,890
				月21日目以降	5,200	520	1,040	1,560
			同一建物20人以上49人以下	月20日目まで	4,800	480	960	1,440
				月21日目以降	3,500	350	700	1,050
			同一建物50人以上	月20日目まで	4,100	410	820	1,230
				月21日目以降	3,000	300	600	900
	複数名精神科訪問看護加算	看護師作業療法士	1日1回	同一建物2人以下	4,500	450	900	1,350
				同一建物3人以上9人以下	4,000	400	800	1,200
				同一建物10人以上19人以下	3,400	340	680	1,020
				同一建物20人以上49人以下	3,000	300	600	900
				同一建物50人以上	2,700	270	540	810
			1日2回	同一建物2人以下	9,000	900	1,800	2,700
				同一建物3人以上9人以下	8,100	810	1,620	2,430
				同一建物10人以上19人以下	6,880	688	1,376	2,064
				同一建物20人以上49人以下	6,070	607	1,214	1,821
				同一建物50人以上	5,460	546	1,092	1,638
			1日3回以上	同一建物2人以下	14,500	1,450	2,900	4,350
				同一建物3人以上9人以下	13,000	1,300	2,600	3,900
				同一建物10人以上19人以下	11,050	1,105	2,210	3,315
				同一建物20人以上49人以下	9,750	975	1,950	2,925
				同一建物50人以上	8,770	877	1,754	2,631
		准看護師	1日1回	同一建物2人以下	3,800	380	760	1,140
				同一建物3人以上9人以下	3,400	340	680	1.020
				同一建物10人以上19人以下	2,800	280	560	840
				同一建物20人以上49人以下	2,500	250	500	750
				同一建物50人以上	2,200	220	440	660
			1日2回	同一建物2人以下	7,600	760	1,520	2,280
				同一建物3人以上9人以下	6,800	680	1,360	2,040
				同一建物10人以上19人以下	5,600	560	1,120	1,680
				同一建物20人以上49人以下	5,000	500	1,000	1,500
				同一建物50人以上	4,400	440	880	1,320
			1日3回以上	同一建物2人以下	12,400	1,240	2,480	3,720
				同一建物3人以上9人以下	11,200	1,120	2,240	3,360
				同一建物10人以上19人以下	9,220	922	1,844	2,766
				同一建物20人以上49人以下	8,230	823	1,646	2,469
				同一建物50人以上	7,240	724	1,448	2,172
		看護補助者、		同一建物2人以下	3,000	300	600	900

	精神保健福祉士	同一建物3人以上9人以下	2,700	270	540	810
		同一建物10人以上19人以下	2,100	210	420	630
		同一建物20人以上49人以下	1,900	190	380	570
		同一建物50人以上	1,600	160	320	480
長時間訪問看護加算			5,200	520	1,040	1,560
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650	265	530	795
	月15日目以降		2,000	200	400	600
訪問看護管理療養費						
月の初日の訪問(1月につき)			7,710	771	1,542	2,313
月の2日目以降の訪問(1月につき)	単一建物居住者が20人未満		3,010	301	602	903
	単一建物居住者が20人以上49人以下	1月の訪問日数が15日以下	2,510	251	502	753
		1月の訪問日数が16日以上24日以下	2,310	231	462	693
		1月の訪問日数が25日以上	2,210	221	442	663
	単一建物居住者が50人以上	1月の訪問日数が15日以下	2,410	241	482	723
		1月の訪問日数が16日以上24日以下	2,210	221	442	663
		1月の訪問日数が25日以上	2,010	201	402	603
加 算						
24時間対応体制加算(1月につき)			6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算Ⅰ(1月につき)		注2	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ(1月につき)		注3	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算			8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算			2,000	200	400	600
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問		8,400	840	1,680	2,520
	上記以外		6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算			3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算			2,500	250	500	750
医療DX情報活用加算(1月につき)			50	5	10	15
その他の療養費						
訪問看護情報提供療養費			1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500
	訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(1月につき)			1,050	105	210	315
訪問看護物価対応料1	月の初日の訪問		60	6	12	18
	月の2日目以降の訪問		20	2	4	6
土日祝日訪問(1回につき)			3,000			
エンゼルケア(エンゼルケアセット・実費)			20,000			

保険外(税込)	保険サービス提供時間延長 (特別管理加算対象者以外)	9:00～17:30 15 分 2,000	左記時間帯以外 15 分 3,000
	退院当日の訪問		
	入院中の外出・外泊時の訪問		
	冠婚葬祭・留守番延長滞在		
	医師到着までの待機		
	有料駐車場の利用料	実費	

※ 上記の基本利用料が改定された場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注 1 複数名訪問が必要と判断した場合には使用させていただきますのでご了承ください。

注 2 特別管理加算Ⅰの対象になる方(別に厚生労働大臣が定める状態)

・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態
・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態
・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態
・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
・気管カニューレを使用している状態
・留置カテーテルを使用している状態

注 3 特別管理加算Ⅱの対象になる方(別に厚生労働大臣が定める状態)

1 以下のいずれかを受けている状態にある者

・在宅自己腹膜灌流指導管理
・在宅血液透析指導管理
・在宅酸素療法指導管理
・在宅中心静脈栄養法指導管理
・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
・在宅自己導尿指導管理
・在宅人工呼吸指導管理
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
・在宅自己疼痛管理指導管理
・在宅肺高血圧症患者指導管理
・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理

2 人工肛門又は人工膀胱を留置している状態にある者

3 真皮を超える褥瘡の状態にある者

4 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(2)通常の実施地域を越えて事業を行った場合

通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロ毎に20円を加算

②1 時間 30 分を超えて訪問が必要な場合は、30分当たり2000円を徴収する。

なお、その場合は長時間訪問看護加算との併算定は行わない。

(3)キャンセル料について

利用直前にキャンセルした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、容体の急変や入院など緊急でやむを得ない事情がある場合は請求しません。

利用日の前日17時30分までに連絡があった場合 ※前日が休業日の場合は当日9:00まで	請求なし
連絡がなかった場合(やむを得ない場合を除く)	2,000円(税込)

(4)有料駐車場の利用料について

居宅に駐車スペースがなく、管轄の警察署で路上駐車許可書の申請が認可されなかった場合は、状況をご説明のうえ同意を得て近隣の有料駐車場を利用します。その場合、月単位で実費の請求をさせていただきます。

上記の重要事項の同意を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

説明日　　年　　月　　日

（事業者） 重要事項を利用者に説明し、利用者から重要事項および個人情報の使用について同意を得ました。

事業者	事 業 者 名	株式会社 SOIN
	代 表 者 名	代表取締役　金澤 大輔
	事 業 所 名	ソワン綾瀬訪問看護ステーション
	所　在　地	神奈川県綾瀬市小園 624
	ステーションコード	4490157
	説明者氏名	

（利用者・家族） 私は、この重要事項の説明を受け、同意し、サービスの利用を申し込みます。また、個人情報の使用について説明を受け、同意します。

利用者	住　　所			
	氏　　名			
	連絡先電話番号			
家族	住　　所			
	氏　　名		続柄	
	連絡先電話番号			

（代理人・署名代行者） 私は、利用者本人の重要事項および個人情報使用の同意の意思を確認の上、本人に代わり署名を行いました。

住　　所			
氏　　名		続柄	
連絡先電話番号			